

★ 被扶養者異動届（増）の提出について

被扶養者異動届（増）の届出をする場合は、添付する「現況書」に今回扶養に入る方も含む家族全員の現況を記入して下さい。ただし、個人番号については今回扶養に入る方のみ記入して下さい。

子供を扶養する場合、被扶養者異動届の続柄欄に子ではなく、長男・次男等を詳しく記入して下さい。

★ 被扶養者異動届（減）の提出について

新年度を迎え、被扶養者の方が就職して新たに被保険者証を取得された場合などは、被扶養者異動届（減）の提出が必要となりますので、お忘れのないようお願いします。

なお、届出の削除日は就職した日を記入して下さい。

★ 各種届出様式への押印廃止の取扱いについて

健康保険法施行規則の一部改正に伴い、被保険者・被扶養者、事業主、社会保険労務士及び医師による傷病手当金、出産手当金等の意見書の押印が原則不要となり、「㊟」記載の旧様式で提出されても押印は不要です（押印されても差し支えありません）。

下段については引き続き押印が必要になります。

- ・ 保険給付金申請書、保健事業補助金申請書の委任状欄【委任者印・被保険者印】
- ・ 給付金受領代理人選任並びに印鑑届及び変更届の押印
- ・ 療養費支給申請書の【医師の証明書及び指示書の押印】

※今後変更される場合があります

- ・ 出産育児一時金、健康保険限度額適用・標準負担額認定申請書の【市区町村証明印】
- ・ 第三者行為による傷病届の事故発生状況報告書、人身事故証明書入手不可能理由書
- ・ 資格喪失後の保険給付金申請書提出時の被保険者印
- ・ その他健康保険組合が必要と判断した場合の押印

※原則押印廃止になりますが、健康保険組合が必要と判断した場合は電話や文書にて確認することがあります。

千葉県機械金属健康保険組合

<http://www.ckk-kenpo.or.jp>

〒260-0016 千葉市中央区栄町36番10号
（甲南アセット千葉中央ビル2階）
TEL043 (201) 1251 (代) FAX043 (201) 1252